

平成 22 年 7 月 5 日 ( 月 )

於・特許庁 16 階特別会議室

産業構造審議会知的財産政策部会

第 30 回特許制度小委員会

議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成22年7月5日（月）15：00～17：00

2. 場 所： 特許庁特別会議室（特許庁庁舎16F北側）

3. 出席委員： 大淵委員長、片山委員、鎌田委員、亀井委員、高部委員、竹田委員、長岡委員、  
中村委員、野坂委員、前田委員、守屋委員、山本和彦委員、山本晃司委員、渡辺  
委員

4. 議 題： 開会

特許法条約（PLT）との整合に向けた方式的要件の緩和について

大学・研究者等にも容易な出願手続の在り方について

グレースピリオドの在り方について

特許料金の見直しについて

閉会

## 開 会

○委員長 それでは、まだお見えになっていない方もいらっしゃいますけれども、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産政策部会第 30 回特許制度小委員会を開催いたします。本日は御多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は、澤井委員と茶園委員が所用のため御欠席と伺っております。

それでは、本日の議題について、御紹介させていただきます。

本日の議題は 4 点ございまして、第 1 点目が、「特許法条約（PLT）との整合に向けた方式的要件の緩和について」というものでございまして、第 2 点目が、「大学・研究者等にも容易な出願手続の在り方について」というものでございまして、第 3 点目が、「グレースピリオドの在り方について」でございまして、第 4 点目が、「特許料金の見直しについて」でございまして、以上 4 点でございます。

それでは、まず事務局より配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局 配布資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は「座席表」、「議事次第・配布資料一覧」、「委員名簿」のほか、資料 1 「特許法条約（PLT）との整合に向けた方式的要件の緩和について」、資料 2 「大学・研究者等にも容易な出願手続の在り方について」、資料 3 「グレースピリオドの在り方について」、資料 4 「特許料金の見直しについて」、資料 5 「今後のスケジュール（案）」、参考資料「守屋委員御提出資料」、以上 6 点でございます。

不足等はございませんでしょうか。

○委員長 よろしいでしょうか。

### 特許法条約（P L T）との整合に向けた方式的要件の緩和について

○委員長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。

最初に本日の第 1 点でございます「特許法条約（PLT）との整合に向けた方式的要件の緩和について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料 1 「特許法条約（PLT）との整合に向けた方式的要件の緩和について」に

基づいて御説明させていただきます。

1 ページ目に「問題の所在」を書いております。特許法条約、Patent Law Treaty を略して「PLT」と呼んでおりますが、元々は、特許制度全般についてのハーモナイズを目指していたのですが、実体面での対立があったものですから、手続面だけでも先に統一しようではないかということになり、2000 年 6 月に各国により異なる国内出願手続の統一によって出願人の負担軽減を図っていき、手続ミスを回復する機会を増やしていきという目的で採択されたものでございます。2005 年 4 月に発効し、2010 年 6 月現在、25 カ国が加盟しています。ただし、日本、米国、EPO 等を含む主要国がまだ未加盟状態になっております。

他方、未加盟国であっても「指定期間徒過後の救済」、あるいは「権利の回復」といった PLT の中でも主要項目については、国内法対応がなされ、手続面での調和が進んでおります。特に、EPO は PLT 自体未加盟なのですが、EPC2000 という PLT に準拠した欧州特許条約の改正によって、同等の救済措置を盛り込んでおります。

他方、我が国の制度は、この「指定期間徒過後の救済」、「権利の回復」、こういったものへの対応が不十分で、各国と比較してユーザーに厳しいのではないかと、こういう声も挙がっている状況でございます。

続いて、我が国の状況でございますが、PLT はあらゆる言語で記載された明細書を受け付け、原則、すべての手続を救済の対象とする、こういう必要がございます。そういう意味で手続の在り方を抜本的に変更するものであるため、その加盟に向けては、法整備だけではなくて、業務システムの全面的な改造というものが必要になってくるわけでございます。現在、私ども業務システム最適化計画において、2014 年 1 月リリースを目指して新システムの開発というのを既にスタートさせているところでございまして、PLT のすべての項目を満たすということになれば、新システム自身も変更しないといけない、既存システムも改造しないといけないということで、二重の投資等、大幅な投資が必要になってくる、こういう点に留意が必要ではないかということでございます。

2 ページ目になりますが、そこでやはり費用対効果の観点というのは、最近特に重視されておりますので、この点を踏まえ PLT の手続の中でのシステムへの影響が大きくなり、早急に対応が可能であって、かつ、ユーザーニーズが非常に高い PLT 第 12 条における権利の回復、ここに焦点を当てて導入を検討してはどうかということでございます。基本的には、この 2 ページの上を書いてございますような①から③、外国語書面出願の翻訳文の

提出等3つの手続について、検討を行ってはどうかということでございます。もちろん、PLTの全体への加盟については、今後の課題として改めて検討を行うということが適当ではないかと思っております。

3. になりますが、まず権利の回復制度の導入、PLTが規定する権利の回復でございますが、PLTはその12条で回復規定について、状況に応じたDue Careを、日本語にすると「相当な注意」ということになるかと思いますが、Due Careを払っていたか、またはUnintentionalであったにもかかわらず、期間徒過によって権利が失われた場合に、回復申請によって権利の回復が可能となることとすることを規定しております。回復申請ができる期間は理由消滅から2月、あるいは期間経過から1年のいずれか早く満了する期間内であるというふうに定まっているわけでございます。

この条約上の規定に照らし、我が国の現行制度はと申しますと、まず外国語書面出願等における翻訳文の提出についてですが、これは出願日から1年2ヵ月であり、PCTの翻訳文の提出期間は優先日から30ヵ月になっております。後者については、この期間満了の2ヵ月前から満了の日までの間に、国内書面を提出すれば、更に特例として2ヵ月間、翻訳文の提出の猶予が認められているということになっております。両者とも期間経過によって出願はみなし取下げになり、救済手続は設けられておりません。他方、諸外国では一定の要件の下、救済規定が設けられております。

次に、特許料の追納による権利の回復についてでございます。パリ条約第5条の2(2)では、これは各国の任意規定なのですけれども、「同盟国は、料金の不納により効力を失った特許権の回復について定めることができる。」と定められております。我が国では、平成6年に特許料の追納による特許権の回復の規定を設けております。特許法112条の2という規定でございます。これは特許権者が、第4年以降の各年分の特許料を納付できなかったことが、その責めに帰することができない理由による場合には、追納を認め、特許権を回復させるということになっております。

4ページ目は、各国の比較を記載したものでございます。外国語書面出願の翻訳文の提出の追加等での救済、あるいは特許料の追納の救済についての主観的要件、第三者保護規定を一覧表でまとめたものでございます。これを見ていただくと分かるように、基本的にこのA、B、Cと書いておりますが、A、Bについても救済の規定があるという国が多いということでございます。

この権利の回復を認める場合の主観的要件、欧米での事例は5ページ目に書いておりま

すが、この期間を守れなかったことというのが、Due Care をしても守れなかった、あるいは Unavoidable であったということで救済された事例というのが、このアからオに、これは具体的ケースなのですが、ここに記載しております。アなどというのは引越しのミスで廃棄用の段ボールに必要書類が入ってしまった場合とか、エはシステムエラーですね。信頼できるシステムであったにもかかわらずシステムがエラーしたような場合、さらには、オは事務員によるミス、本来であれば十分な経験、訓練を積んで信頼できる事務員がたまたまミスをしたような場合、こういったものが救済されているということでございます。

他方、救済されなかった事例というものもございまして、6 ページのカからケに書いてございますような出願人が条文を知らなかったとか、誤った解釈をしていた、それによって期限内に手続ができなかったというような場合等々が救済されなかった事例として挙げられております。

日本での事例がどうかということが 6 ページの②に書いてございます。我が国においてその責めに帰することができないと、先ほど述べた 112 条の 2 ですが、ここで救済された事例というのは、このコに書いてございます追納期間の終了間近に手続の準備は行っていたわけですが、急病になって、しかもその後も重篤の状態が続いたということで手続ができなかったという、こういう例が認められております。他方、責めに帰することができない理由に該当すると認められなかった例というのが、このサからセ等に挙げられている例でございます。若干欧米の例に比べても厳格に解されているということがうかがわれるわけでございます。例えば、このスに書いてございますような事例、システムは整っていたのですが、年金管理を委ねられた法律事務所等のミスで納付手続ができなかったという場合は、この 14 という下の注に出ておりますように、本件の特許ファミリーでございますイギリス、オーストラリアでは Due Care は尽くされていたということで救済されたというケースでございます。

以上に見るとおり、我が国の特許法は失われた権利の回復を極めて限定的に認めてきています。これ自体は救済を受ける出願人だけではなく、第三者の利益にも十分配慮を払ったものであるというべきことができ、一定の合理性があるということではございますが、上記①、②のとおり、グローバルな観点からは実態において、米国が採用している Unavoidable、あるいは欧州諸国が採用している Due Care に比べても救済範囲が厳格過ぎるのではないかと、こういう指摘を受けており、こういう点から言えば救済要件を緩和する方向での制度改正が望まれるのではないかとございまして。

他方、主観的要件として PLT 上は Due Care と Unintentional というのが選択できるわけですが、Unintentional の場合は、余りにも救済範囲が広くなり過ぎ、制度の濫用を招くおそれがあるのではないかとということでございまして、EPO 等が採用する Due Care の救済例を参考に、これに相当するような主観的要件を我が国法上、導入してはどうかということを書いております。

8 ページはその場合、救済された場合に第三者の保護規定をどうするかという論点について記載しております。現行法において、特許権が回復する手続は、「特許料の追納の場合」と「再審により特許権が回復した場合」、2 ケース認められておりますが、いずれも特許権の効力は、回復前に存在するものには及ばない旨の規定が設けられております。一方、後者には、「特許権が回復する前に当該特許権に係る発明を実施した者は、その特許権について通常実施権を有する」旨の規定が設けられております。特許法 176 条に規定されておりますが、前者には、このような第三者保護規定は設けられていないということでございます。両者の相違については、平成 6 年の 112 条の 3 導入当時に、再審の場合は、特許無効の審決確定後 3 年間という非常に長期の請求期間が認められているのに対して、特許料の追納の場合は、特許権失効後 6 ヶ月という短期間しか回復し得る期間がない。その期間内における事業の実施により、通常実施権による救済が必要となるケースというのは、そう多くはないのではないかとということで、こういった整理がなされているということでございます。

今回における考え方でございますが、特許料の追納手続において、救済期間を拡大することで、再審による特許権の回復と同様の第三者保護規定を導入すべきかといったものが、論点になるわけでございますが、期間が最大で 1 年であり、再審の場合の 3 年より短い。主観的要件を変更するにしても、救済という基本的な性質に変更はないことから、平成 6 年の整理と同様の理由により、第三者に通常実施権を設定することまでは必要ないのではないかとということでございます。また、外国語書面出願等の翻訳文の提出についても、これも同様、通常実施権を与える等の保護規定を第三者に導入する必要はないのではないかとということでございます。

9 ページに以上、今の御説明をまとめまして、この表のような救済、外国語書面出願における翻訳文の提出、PCT の翻訳文の提出、特許料の追納について Due Care に相当する主観的要件、それから条約に整合した形での 2 ヶ月、あるいは期間徒過から 1 年のいずれか早い期間の回復申請可能期間を設けるというふうにまとめさせていただいております。

説明のほうは以上でございます。

○委員長 丁寧な御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえて議論に移りたいと思います。

それでは、本議題につきまして御自由に御意見をお願いいたします。御遠慮なく、どなたからでもどうぞ。

委員、お願いいたします。

○委員 失われた権利の回復に関して、グローバルな観点から、日本のユーザーが不利な状況を是正しようという考え方に私は賛成したいと思います。また、費用対効果のことも考えつつ救済の要件を緩和することは妥当であろうと思います。その上で2点質問がございます。

まず、PLT の加盟問題ですが、今後の課題であると先ほど事務局から説明がございましたけれども、特許庁としてこの加盟問題はどのような方針であるのか教えていただきたいということが第1点。

第2点としては、この最初の1ページ目に新しいシステムの開発を、2014年1月の稼働に向けて準備しているということでございます。今から3年半後です。なかなかシステムの開発は時間がかかるのですが、もう少し前倒してシステムを開発して稼働するという選択肢はないのかどうか、この文面から行くとシステムの開発とPLTの加盟問題と絡んでくるようでございますので、この稼働の時期の問題、これについても説明をいただきたいと考えます。

以上です。

○事務局 まず第1の御質問、PLT への加盟といったものについてどう考えているかということでございます。基本的にはWIPOでハーモナイズの第一歩として結ばれた条約でもあり、かつ、2005年4月に発効しているということもあり、このPLTへの加盟というのは基本的方向としては、これまでも我が国としても追求していた目標であるということでございます。他方、このPLT自体は、率直に言うと、紙の手続を想定して、救済規定をすべての手続に要求しているということもあって、システムの観点から言うとすべての手続に例外処理を作らなければならない。それが使われる数等にかかわらず、つまり、費用対効果の観点というのをある程度見ないで、すべての手続に例外处理的なものを作っていくといけない。こういう意味で電子化が進めば進むほど、なかなか難しいような問題点も出てきております。我々は今、先ほど言及していただきました新システム、これを



2014 年 1 月稼働に向けて開発を進めているのですが、システムから言えば改造しやすい、サービスから言えばきめ細かいサービスを追加的に提供しやすい、こういうものが 1 つの特徴になっているシステムなのですが、それであるがゆえにかなり大規模、複雑なシステムになっていまして、率直に言うと、当初計画より遅れぎみで進んでいるような状況がございます。そういう意味で、我々としても全力を尽くしているわけですが、なかなかこの前倒しは困難であると思っております。ただし、このシステムがリリースされた暁には、先ほど述べたような特徴を生かして PLT の基本的要件にも対応できるようなものにするのと同時に、PLT 自体も本当にすべての手続に救済が必要なものなのかという議論も可能なのではないかという気もしております、その辺を見据えて今後しっかり対応していきたいと思っております。

○委員長 委員、お願いいたします。

○委員 112 条の 2 についてですけれども、現行法では「責めに帰することのできない理由」という文言になっておりますので、この文言は民事訴訟法の訴訟行為の追完のところでも使われているような文言です。そういう意味で我が国では、現行は厳しいということはその法律の文言によるのだらうと思うのですけれども、幾つか国内外の事例を御紹介いただいたのですが、今後、仮に法律が変わる場合に、どの辺りのケースまでを救済する趣旨で法律を改正する予定なのか、そこの辺りのお考えを教えてくださいと思います。

○事務局 これは個別ケースによるということもかなりございますので一概に言いづらいのですけれども、6 ページのサからセに挙げたような事例、こういったものの中には、基本的に救済に値する、条文を変えていけば実質的にこういったものを救済に値すると評価できる事例があるのではないかと考えております。ただし、多分全く条文を知らなかったとか、そういったものは欧米でも救済されておられませんので、さすがにそういうものは救済されないということで、申し訳ございませんが、個別事例の判断の中でそういった具体的なラインというのが出てくるのだらうと思っております。

○委員 付随してですけれども、権利者自身の注意を言うのか、従業員ですとか代理人、年金管理会社というのでしょうか、そういったところの要件を見るのか、そこの辺りはいかがなのですか。

○事務局 基本的には、業として代理を行う方々なものですから、本人と同一に見ることも可能かなとは思っておりますが、そこも含めて更に細かい運用というものは、検討して

いきたいと思っております。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 ありがとうございます。

ユーザーから見まして、今の回復のための要件は非常に厳しいということがございますので、こういった形で要件、Due Care ですか、要件を緩和していただきつつ救済をいただけるというのは非常にありがたいことだと思っております。ただし、その他の手続について、PLT への加盟とセットになっている、そのことがシステムの今の設計、稼働とセットになっているように見えるのですが、それにもかかわらず手続の導入というものについて検討いただけないのかという点を是非お願いをしたいと思います。

○事務局 はい。

○委員 それから、本日の議論ではないのですが、国際的に見てやはり日本の手続が厳しいというところは幾つかございまして、JEITA の中で1つ言われていますのは、特許権の設定登録後に発明者や出願人の誤記も訂正できないということです。これは法律上多分根拠がないからなのかもしれませんが、あるいはシステムがないのかどうか分かりませんが、そういったことも含めて、是非今後ともユーザーフレンドリーな御対応を検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局 我々も今、改善チームを設けて、どんどんユーザーからのそういう御意見、御不満、あるいは改善提案というものを受け止めて改善提案として、具体化してホームページにも掲載しているような状況なものですから、是非そういう事例がございましたらどんどん私どもに御提示していただければ大変ありがたいと思います。

○委員長 委員。

○委員 救済の要件を緩和するという方向、それから第三者保護の考え方は現行通りとするということについては賛成したいと思います。

ただし、日本弁理士会の中でもこれは議論をいろいろ重ねてきておまして、まず Due Care を採用するということについてですけれども、Due Care は「相当の注意」と訳されておりますけれども、その文言を採用したからといって EP 等と同等の救済が図れるかどうか、これはまだ議論の余地があるだろう。例えば、EP は処理の継続がまずあって、それに加えて、相当の注意という要件が入ってきているというような状況になっておまして、更に失効前に事前に通知があったり、あるいは失効後に事後の通知があって救済ができる、そういった事前、あるいは事後の通知をセットで規定しているような例もあるよう

です。そういったときには、なるべく失効に対しては救済するという基本的な姿勢が見えるということで、直ちに我が国がそれと同等にすべきかどうかというのは議論の余地があると思いますけれども、Due Care、Unintentional、文言の相違にこだわらずに実質的どの程度まで我が国が手続のミスを救済すべきなのか、その辺を具体的に、今後更に検討していただきたいと考えております。

以上です。

○委員長 ほかにいかがでしょうか、委員、お願いします。

○委員 日本知的財産協会のほうでも幾つか少し議論してみましたけれども、方向性としては、手続を緩めていただけるということに賛成しております。ただ、一部の業界によっては、権利を監視する手間が増えるのではないかというような懸念も示されましたけれども、基本的な方向性としては弾力的に対応していただけるということで大変良いことだと思っております。

以上でございます。

○委員長 ほかにいかがでしょうか、特にございませんでしょうか。それでは、特にほかに御意見もないようですので、ありがとうございました。

本議題につきましては、資料の9ページの4.のところに「まとめ」、先ほど御説明いただきましたけれども、ここに記載されている方向で更に検討を進めていくということでよろしいでしょうか。

皆さん、頷いておられて異議なしということでございますので、それでは今の方向で進めていただくということで皆さん御了解いただいたということでございます。

#### 大学・研究者等にも容易な出願手続の在り方について

○委員長 それでは、次に進ませていただいてよろしいでしょうか。

本日は議題が盛りだくさんなものですから、それでは、次に本日の第2の議題でございます「大学・研究者等にも容易な出願手続の在り方について」でございますが、まず事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 本件につきましては、私のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料2を御覧になっていただきたいと思っております。

まず「問題の所在」でございますけれども、(1)「背景」といたしまして、1998年

いわゆる TL0 法が施行されまして、その後、大学におきまして知財管理体制がどんどん充実してきているわけですが、その結果として、大学等からの特許出願件数はどんどん増加していきまして、図表 1 にもございますように、年間 8000 件ベースで出願が出ているということで非常に活発化してきております。

そういう状況下ではございますが、1 枚めくっていただきまして、大学・研究者の方々からの声というのがございますけれども、1 つは研究成果を論文にも発表したいというところで、早期に論文を発表しかつ特許権も取りたいという場合に、論文よりも前に特許出願がうまくできるかどうかというところで知財管理部署がきっちりと管理をしているのですが、例えば、たまにその辺に漏れがあって大学の先生が論文を先に出してしまった、そのことが後でわかって、例えば、明日にでもその論文が世の中に出してしまうというときに、何とか今日中に特許出願日を確保したい、いわゆる緊急避難的に出願日を確保する手法というのが要るのではないかという声であるとか、もちろん強い権利を取るために実施例を充実させたり、特許請求の範囲を十分に検討したりというのは大事だということはわかっているものの、それにはやはり時間がかかるので、論文ベースでの出願日の確保ができないかというようなニーズがあるわけございまして、そのニーズの表れとして米国の仮出願制度を例とした論文ベースで最小限の労力で早期に出願日を確保できるような出願手続の緩和を求める声があるというのも事実でございます。

1 枚めくっていただきまして、それでは日本の現行の出願手続がどういう状況にあるのかということの説明してございますが、まず (1) 「出願日の確保について」というところで、出願日の確保には、一定の出願書類というのを出していただく必要があるわけですが、まず、①明細書というのを作成していただかななくてはなりません。明細書には発明の名称、図面の簡単な説明、発明の詳細な説明を所定の様式で記載しなくてはならないというのは、特許法上の規定でございますが、ただ実際には、1 枚めくっていただいて、図で見ていただいたほうが分かりやすいわけでございますけれども、図表 4 のように【書類名】明細書、【発明の名称】、【技術分野】、その下に段落番号【0001】というのをつけていただいて、その下に、例えば、論文に記載された技術内容を記載していただくというような形で最低限の出願日の確保は可能になっております。また、②の特許請求の範囲も、特許請求の範囲の書類は必要でございますけれども、請求項 1 というのを作っていただいて、その中に発明のポイント、例えば、論文にでもアブストラクト等ございますので、そういうものを流し込んでいただくというような手段をとれば、出願日の確保という観点の

みは可能であるというのは、現状でもございます。

それから補正でございますけれども、補正につきましては願書の最初に添付した明細書、図面等の範囲から逸脱できないというのは公平性の観点からそうでございますけれども、それに対処するために国内優先権制度があるわけでございます。事後的に、より明細書の中身を充実させたいというような場合には、先の出願から1年以内に優先権を主張して出願するという事で補強ができるという制度がございまして、現行、全出願の8%ぐらいですから3万件強ぐらいの国内優先権主張出願がございまして、現状、日本の制度はこうなっています。

次に、諸外国の制度の御紹介でございますけれども、米国には確かに1年以内に正規出願がなされることを前提として、明細書の様式が任意であってクレームが不要といった簡易な、かつ安価な手続によって早期に出願日を確保できる制度、いわゆる仮出願制度がございまして、この制度導入の経緯でございますけれども、米国には国内優先権制度がございませぬので、海外から出願した者は、パリ優先権を主張して米国に出願するとした場合に、優先基礎日から考えますと最長21年間の権利存続期間があるのに対して、米国国内に直接出願しますと20年しかないという不公平感を排除するために1995年に導入された制度でございます。

ということで、他国における国内優先権制度とも非常に類似した側面を持っております。利用実態も実は非常に多くて、2009年度、13万4000件という統計が出ておりますが、その使い道の中には米国外からの出願の場合は、まず仮出願で出願日を確保するという事で、ヒルマー・ドクトリンを回避する目的でも利用されていると言われております。このヒルマー・ドクトリンというのは米国の場合、第三者の後願発明を排除する先願の地位というのは、実際に米国国内に出願した日が基準となるため、優先基礎日では駄目で実際に米国の出願が必要であるからこの仮出願制度を使うということです。日本の大学も米国の仮出願制度をよく使っておりますけれども、実態的には多くの出願は様式も整えられ、クレームもあるというところで、こういうヒルマー・ドクトリンの問題を回避するためという見方もなされております。

次に、米国の仮出願制度と現行の国内制度の比較でございますが、根本的にその出願が仮かどうかというところで違うわけですが、その他においては非常に類似しておりますし、むしろ、日本の場合は審査請求制度がございまして、国内優先権主張期間の1年と審査請求の3年、合わせて最大4年間の出願書類の見極め期間を持つことができるというメリ

ットもございます。また米国の仮出願制度というのは論文は何でもよくてという、そういう面だけがクローズアップされがちなのですが、6 ページの一番最後のところにも書いておりますように、米国の出願制度でも、当初に記載されていない部分については、仮出願日の利益は受けられないわけであり、この点では日本の国内優先権制度と変わるところはないということも注意が必要でございます。

次のページに移っていただきまして、7 ページの下のところですが、欧州の場合にはどうかということですが、欧州は、EPC2000 で PLT 対応している関係で、出願時にクレームは省略できるわけでございますけれども、仮出願制度というのはなくて、国内優先権制度、審査請求制度を有しております。

韓国につきましては、従来は日本と同じようなものだったのですが、今は出願時にはクレームはなくていいという形式になっていて、仮出願という独立した制度はないのですが、国内優先権制度、審査請求制度がございます。

こういう状況下でどういうふうに検討すべきかということですが、ニーズの分析とございますが、既に申し上げた繰り返しになりますけれども、論文が発表されていく中で、その前に緊急避難的に出願日を確保したいということ、それから実施例の充実、記載内容の充実というのは時間がかかるので、論文ベースでまず出願日を確保したい、こういうところに尽きるのではないかと思います。ずっと飛んでいただきまして、それでは 10 ページに移っていただきまして、「現行制度での対応の可能性」というところで、既に現行制度の御説明のところである程度御紹介してしまいましたけれども、明細書の様式につきましては、【書類名】、【発明の名称】、【技術分野】を記載するとともに、最初の段落番号の後に論文に記載の技術内容を記載すれば出願は受け付けられるということ、それから特許請求の範囲につきましては、【請求項 1】の後に対応する記載があれば、出願は受け付けられるということ、それから記載の補充につきましても、必要に応じてなるべく早い段階で国内優先権制度の主張を伴った十分な出願することで対応が可能ということでございます。

また、「特許請求の範囲の要否」というところでございますが、これにつきましても、特許請求の範囲というのは、どうしても広い権利範囲ということで、上位概念的に記載がなされるというのが一般的であるわけですが、特許請求の範囲を出願人が不要とした場合に、後から上位概念的な記載を入れようとしても、明細書に記載されていない範囲のものが上位概念の中に入ってくるということでのリスク、新規事項の追加と判断さ

れるリスクが大きくなるというところで、現時点においてはむしろ、特許請求の範囲を不要にしないほうがいいのではないかというような判断としております。

「対応の方向性」ですが、研究者の方々、大学の知財管理の方々に緊急避難的ということで、明細書については、出願日の確保に必要な最低限の様式を整える。それから特許請求の範囲については、発明のポイントを最低限記載するということで、方式上は不備のない出願を行う。そして、追って国内優先権の主張を伴った十分な出願をすれば、対応をとれるのではないかという方向性になっています。ただ、関連する論点といたしましては、あくまでも、これは方式要件をクリアする出願にすぎないというところでございまして、やはり強い権利を取っていくという点においては、これはお勧めできるという話では決まっていなくて、あくまでも、明日にでも論文が出てしまうというような場合における緊急避難的な出願日の確保ということで紹介していくべきであろうと思いますし、また大学等に対しても、体制は非常に充実してきたとはいえ、いろいろ大学によっては弱みもあるというところで、産学連携機能の強化、大学スタッフ及び弁理士等による人的支援並びに普及啓発活動の強化が必要ではないかという論点もございます。

以上をまとめさせていただきますと、現行の制度においても、最低限の様式の準備と国内優先権制度の利用によりまして、大学等の研究者が、論文をベースに一刻を争って出願したいという声に応えることは可能ではないかということ、しかしながら、先ほど申し上げましたようなリスク、このリスクにつきましては、さっき紹介し忘れましたが、欄外20のところにも書いておりますように、補正をしようとしても、新規事項の追加となってしまうと権利を取得できないというリスクとか、権利取得できたとしても、特許の請求の範囲の解釈論で論文に記載された実施例に限定されてしまうのではないかというようなリスクを、重々知っていただいた上でやっていただく必要があるということと、大学等に対して普及啓発活動の強化もあわせて行うことが必要ではないかというようなまとめとさせていただきます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明を踏まえて議論に移りたいと思います。皆様、本議題について御自由に御意見をお願いいたします。

委員、お願いします。

○委員 大学知財本部の仕事をさせていただいていた者の立場としてお話ししますと、大

学の先生の論文をそのまま特許にして、企業さんに喜んで買ってもらえるということはずがないと思うのですね。論文というのはピークデータを追求されている先生方が、一生懸命書かれている文章で、企業の方は、特許にはむしろ、本当に実施したいところは実施例に書かずに、なるべく請求項を広くして、ドンビシャではないところで実施例を出したりして広い範囲を得ようとしています。ここにいらっしゃる方には、釈迦に説法で大変申し訳ないのですが、いかにクレームを広げるかというのが大学の知財本部やコーディネーターの人の役割になっている中で、論文をそのまま出せますよということを広報し、出願件数を多くすることが、本当に世の中にとって役に立つことになるのか疑問を感じています。ほとんどの場合、先生方の論文を見て、どこまで広げられるのかをお話し合いさせていただいて、場合によっては、出願前に企業の方に入らせていただいて、ライセンスできそうなところに入らせていただいて、請求範囲を広げて、初めて企業が使えるような特許になるわけです。物質特許で出す場合は別なのですけれども、それ以外、ほとんどの大学の特許というのはやはり知財本部等が間に入っているコーディネーターの方の腕で、範囲を広げて出願するということに価値があるというか、だからこそ使ってもらえる特許になるということで、論文そのまま出せますよということ、広報することを私はちょっと心配しています。

やはり本当に例外的に、物質特許でとても強力なものが出てきたときにクレームがなくても出せるというのはとてもありがたいのかもしれないのですけれども、あたかも論文で出していけるようになっていくとますます企業の方から、大学の特許は、請求範囲が狭く虫食いで使いにくい特許が数ばかり出ていて、無理をして大学が特許を持つよりも、昔みたいに産業界のほうに渡してもらったほうがかえって使いやすいよねというふうに言われないかなというのを少し懸念しています。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 この仮出願制度については数年前の特許制度小委員会でも一度議論したことがございまして、結論的には、米国の仮出願制度は我が国の特許出願制度の中では異質で親しまないということと、實際上、先ほど事務局から御報告がございましたとおり、仮出願制度が目指している目的は、現行制度の活用によっても十分達成できることではないということから採用しないという結論になっています。ここ 10 年ぐらい前から、いろいろな審議会とか政府関係の機関等で「大学の研究者等に論文発表の前に、まず特許出願を」というのをスローガンに掲げて随分やってきたわけですね。確かに TL0 の充実とかいろいろの試みはなされているわけですが、資料 2 の 1 ページを見ましても、ここ 6 年、7 年



で 2000 件が 8000 件になったというのは、成果と見れば成果かもしれませんが、我が国の特許出願件数の数十万件から見ればほんの微々たるものですね。そういうスローガンで、周りで努力するだけではこの問題は解決できないというか、前向きに対応することはできません。まず研究者の知的財産に対する認識の問題が第一であり、それから TLO を始めとしてその周辺のサポート機関の充実強化が第二であり、さらには、こちらのほうが根本かもしれませんが、いわゆる産学連携がどれだけうまく機能していけるのかという問題がございます。これを法制度からみると、いわゆる特許の共有の問題の規定を現行のままでいいのかとか、大学の側が実施しない場合に共有者である企業の側の実施との関係をどう見るのかとか、そちらの関係の規定の充実のほうがよほど重要だというのが私の認識です。

以上です。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 委員から経験に基づいた深いお話があって大変勉強になりました。ただし、ここで議論をしているのはオプションとして、例えば、クレームなしで出願もやろうと思えばできるようにしたほうが良いかということですね。それは好ましくない結果を生むから、先にちゃんとしたクレームを書いて出願をしたほうが良いですよという点も分かるのですが、オプションとしてそういうオプションがあっても良いのかどうかという話だとすれば、できるだけ大学発の発明を保護していこう、できるだけやさしい制度にしておいたほうが良いのではないかという目で見ると、方向性としてはどうなのかなという感じがします。他方、米国と欧州でクレームを書かなくても出願できるということの対比で我が国として、将来の方向性としてどちらかという、やはりその辺りは制度を合わせていく方向が、長い目で見れば正解なのではないかなというふうに思います。

ただし、お話を伺うとシステム対応等大変難しい問題が目の前にあるということですので、当面急いでここで導入ということは難しいというのはよく分かります。ただ、将来の方向としては、先ほど申し上げたとおりの印象を持ちました。

以上です。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 今、委員が述べられた将来の方向性ということですが、確かに、PLT 加盟を考えますと特許請求の範囲というのは必須の要件ではなくなるということを余儀なくされますので、いずれそういうことも考えていかなければいけない。現に EP はもう特許請

求の範囲は必須ではないし、韓国でもクレームは後から出せるという制度が現実に採用されている。だから、そういった将来的な流れの中で、今何をすべきかということを考えますと、やはり、現状では特許請求の範囲はなくても良いということはずべきではないと考えています。例えば、米国の仮出願、13万件余の実績があるようですけれども、現実には、有力な発明については、比較的クレームがつけられていることが多い。さらに、米国の大学から仮出願で出てくる例でございますけれども、発明が1つ出てきて、そこで終わりではなくて、一連の次々に出てくるものについて、次々と仮出願が出てくる。そして最終的に本出願が出てきてきちんとまとめてくるというケースがかなり多いというふう聞いております。そうすると、制度的には特許請求の範囲はないというような改正を余儀なくされるとしても、現実問題としては、やはり、特許請求の範囲をきちんと考えた上で出願を作り込んでいかないと包括的で広く強い権利というのは取得ができない。そういったコンセンサスがまず現場にできる、それが非常に重要なことだと考えております。したがって、このまとめにございます注意喚起といったところもやはり特許請求の範囲を、完全に完成したものでなくても構わないのですけれども、きちんとポイントは抽出する、そのポイントに合わせて他に考えられる実施形態がないのかどうなのか、実施例は更に補充なくていいのか、そういったプロセスを経た上で出願が出てくるというような環境を作っていただくことが非常に重要かと考えております。

それからあわせて国内優先権制度の活用ということもうたわれておりますけれども、国内優先権制度そのものも、魔法の制度ではございませんで、基礎となる出願に開示されていなかった発明については、当然ながら現実の出願日で新規性等が判断されることになる。そうしますと、先ほど申し上げたような発明が次々と生まれてくるような環境にある場合に、最初の発明で出願をしてしまって、出願日が確保できている、あとは国内優先権で1年間待って出し直しをすれば守られるのだよというような誤解がないように、途中で出てくるものについては、後からまとめますと恐らく後の出願日が基準になって新規性等が判断されることになると思います。そういったところについても少し注意喚起、配慮をしていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 委員に非常に近いのですけれども、クレームのない出願ができるというのは、例外的に非常に良いと思うのですが、これをやっていただくに当たって、弁理士さんの質、

質と言ったらちょっと失礼なのですがすけれども、実施例を見ただけで範囲を広げられるような上位概念のクレームというか、文言を書きいただくということに慣れていただかないと、絶対に大学の特許とかは、虫食いのスポットの特許ばかりが出ていくようなことになってしまうと思うのですね。例えば、何か添加して、私が前にやっていた導電性とか非常に良い値が出たとした場合に、実施例が硫酸だけと書いてあった場合、硫酸も塩酸も硝酸も、ひいてはアルカリも全部含めてリンですかと言ったら、きっと書かなければリン酸しか入らないと思うのですね。そういうところを弁理士の方がもう広げてもらえる癖をつけてからそういうことを出していただかないと、多分大学の特許はもっともっと皆さんから使いにくい特許だと言われかねなくなってしまうのではないかなと懸念していますので、やはり書きいただく方、または大学のほうの知財本部の中にいるコーディネーターの方のやはり教育というか、出せることは出せるけれども、それではやはり産業界に渡せる特許にならないということをよく周知の上でやっていただかないと、かえって使い物にならない特許が増えたねと言われかねないかなというのをすごく気にしています。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 大学と一緒に最近することが多いのですが、ものづくり、中小企業の立場で今、委員の意見、非常に身に染みてよく分かります。大学の先生と一緒に研究する場合、先生方、なぜこのところを書いておいていただけなかったのですかと思うことがございます。逆に、先生方が書きすぎて、そこまで書いてしまったら医療のほうでは薬事のクラスの面でとても我々は手が出ないということもございます。またそこに書いた数字が特許どころか、実際に作って完成したときの立場からいくと、とても我々中小には手が出ないということもございます。そういったことを果たしてどこまで知っているかどうか、仮に、出すにしても何か1つ工夫を入れて、何か混乱しないような状況で出していただきたい。やはり大学のほうでポンポン出るのは良いのですが、それが世の中でどのようにどうなっていくかが大事です。作る立場からも行きますと、ちょっと一言聞いてくれれば、なぜここまで権利的に押さえておいていただけなかったかなと思うこともございます。また、数字的な精度の面で、あまりに素晴らしい数字が出ると、実際に販売するときの数字のほうに責任が出てきて、結局それに手が出なくなってしまうということもございます。案は非常に良かったのだけれどもと思うことがございます。私自身も最近、そういうことを多く経験するところでございます。

以上です。

○委員長 委員。

○委員 多少弁理士に対する注文が先ほど出てきたようですので一言だけ追加させていただきたいと思うのですが、多くの弁理士はやはり実際に出てきた実施例なり具体的な形態を見た上で上位概念化をするという作業は恐らくしていると信じております。ただし、実際にそういった上位概念を考える上で、それに合わせて必要不可欠なのが、その広げた分に見合う追加の実施形態とか、別の変形例、そういったものを明細書に実際に書いておきませんと、現実にはサポート要件で蹴られてしまったり、あるいは技術的範囲の解釈のところ狭く解釈されてしまうといった現実がございます。そういったことを私ども弁理士から発明者サイドのほうにお願いをしてもなかなか出てこないという場合もございますので、これは結局クレームを広げるプロセスも大事ですけれども、その広げるのに見合った明細書の記載の充実、両方が揃わないとなかなかいい権利にはならない。この辺をきちんと注意喚起といいますか、啓発をしていただけたらなと考えております。

以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。まだ議論も尽きないかと思えますけれども、ありがとうございました。

本議題につきましては、まとめのペーパーの一番最後の 12 ページの 6. のところがございますこの注意喚起をどうするか等々でまたいろいろあろうかと思えますけれども、本議題につきましては、資料の 6. の「まとめ」がございます記載の結論ということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 はい。では、そういうことで御了解いただいたということでございます。

### グレースピリオドの在り方について

○委員長 それでは、次に進ませていただきます。

次は「グレースピリオドの在り方について」でございますが、まず事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 では、お手元の資料 3 に沿いまして、御説明をさせていただきたいと思えます。

まず1ページ目でございます。「現行制度の概要」というところでございますが、特許出願前に公開され公知となった発明は、新規性を喪失いたしまして、特許を受けることができない、これは特許法の大原則になっているところでございます。

しかしながら、発明者本人による論文発表等によって自らの発明を公開した後に、その発明について特許出願しても一切特許を受けることができないというような規定をしますと、これは発明者にとって酷な場合もございますし、また産業の発達への寄与という特許法の目的にも反することにもなりかねません。

そこで、その救済措置といたしまして、日本の場合であれば特許法 30 条が規定されているわけでございます。すなわち、発明の新規性の喪失の例外という部分でございますが、このペーパーでは、この考え方自体をグレースピリオドというふうにとらえさせていただいております。このペーパーではこのグレースピリオドをどのように取扱ったらいいかということも2ページ目以降で事務局の考えとしてまとめさせていただいております。

2ページ目でございますが、ここからまず3つの論点を挙げさせていただいております。まず(1)が「救済の対象となる公表」、すなわち、このグレースピリオドの場合にどのような公開、公表を救済の対象とするのかというところでございます。現行法の特許法 30 条第1項と第3項にこういう行為については、救済の対象となるのだというものを限定的にまとめてございます。それをこの2ページ目の上のところに大きな丸で5つほどまとめてございます。試験、刊行物に発表、インターネット等の電気通信回線を通じて発表、特許庁長官が指定する学術団体が開催した研究集会において文書をもって発表、博覧会へ出品、ただしということで、政府等が開設する博覧会でございますとか、特許庁長官が指定するものであるとか、パリ条約の同盟国等々で開催される国際的な博覧会というように限定的に列挙されているわけでございます。この中で「特許庁長官が指定する」という言葉を使っている箇所が2カ所ございまして、1点目が学術団体の指定でございます。この学術団体の指定におきましては、特許庁の内規でございます「学術団体指定基準」というものがございまして、この「学術団体指定基準」を用いまして団体のほうから提出されました申請書でございますとか定款等々の審査を行い、この特許法の目的にかなった学術団体であるか否かというところを検討しているところでございます。この基準の内容につきましては、累次変更をしております、徐々にこの指定する範囲が拡大するような方向で改正をしているところでございます。

続きまして、同じく「長官指定」という言葉が出てくるのが3ページ目でございますが、

博覧会につきましても、この「長官指定」という言葉が出てきております。博覧会の指定におきましても、先ほどの学術団体と同じように「博覧会指定基準」というものを特許庁の内規で定めておまして、これに基づいて博覧会が法律の目的に合致したものであるのかということ審査の上、指定をするというふうになってございます。また、この博覧会指定基準につきましても、随時その対象を緩めるような方向で改正をしているところでございます。

これが先ほど申し上げたグレースピリオドの論点の1番目の救済の対象というところでございますが、続いて、2番目の論点がグレースピリオドの猶予期間でございますが、現行の法律では3ページ目の一番下でございますが、6月以内に出願することが求められてございます。

続きまして、4ページ目で論点の3番目、「制度の適用を受けるために必要な手続」という項目でございますが、原則、このグレースピリオドの日本の特許法30条の規定を受けるためには、出願時に、30条の適用を受けたいのだということを記載した書面を提出し、更に出願の日から30日以内に本制度の適用要件を満たすことを証明する書面を出さなければならないというふうに定められているわけでございます。

このような現行の制度に対しまして、どのような問題点があるのかというものをまとめましたのが4ページ目の問題の所在というところでございます。「現行制度の問題」という(1)でございますけれども、オープンイノベーションの進展等によりまして、研究者による研究活動が多様化している中では、現行の新規性喪失の例外規定では救済範囲が限られているため、発明の権利化に際しまして、その一部の行為しか救済できておらず、問題点があるのだということが幾つか指摘されております。問題点につきましては、4ページ目の、①以降幾つか挙げておりますけれども、まず①、(a)の(i)でございます。救済の対象となる公表が、出願人のニーズを網羅していないということがまずございます。先ほど来、申し上げておりますように、公表の範囲というのは、非常に限定的に記載されているものでございますので、ここに入らない行為というのは、特許法30条の規定の適用を受けることができません。典型的な例としますと、販売という行為が書いてございせんので、事業展開のためにマーケティングリサーチを行うのだというようなことであるとか、個人の発明家や中小企業の皆さんが行う投資家を探すための自分の発明の説明、こういうような行為を行った場合には、自らのそういう行為によって、自分の発明の出願が新規性を喪失するというような事例もあるというふうに聞いております。

同じく問題点の2番目、4ページ目の一番下のところ、(ii)の項目でございますが、発明を公表するときにどのようなメディアを使って行うのかというところでも救済がある場合とない場合がございます。

5ページ目の上に表でまとめてございますが、テレビで自分の発明を紹介したようなインタビューが放映された場合には、現行の特許法上は救済の対象外となっておりますけれども、同じインタビューの内容が、インターネット上で最近よくございます動画ストリーム配信を行った場合には、これは救済の対象となるというような、自分のインタビューを受けたものがどこで放映されるのかということによって30条の適用を受けられる場合と受けられない場合とがあるということでございます。

問題の大きな点の3番目でございますが、学術団体・博覧会の主催者が申請をするか否かによって、適用を受けるか否かが決まってくるということでございます。先ほど来、説明させていただきましたように、学術団体、博覧会につきましては、特許庁長官の指定が必要というふうになってございます。その指定を受けるためには学術団体ないしは博覧会的主催者が、自分はこの適用を受けたいのだという申請をすることが必要になってございますけれども、この申請がなかった場合には、当然特許庁のほうでも指定はできないわけでございますので、そのような学術団体でございますとか博覧会で自らの発明を発表した場合には、特許法の30条の規定を受けることができないというようなことになってしまいます。

続きまして、②でございます。先ほどの論点の2番目でございますが、猶予期間に関する問題点というものも幾つかございます。大学の研究者の皆様方におかれましては、研究成果を早期に普及させる公益目的の公表や、業績上の優位獲得のために、いち早く学術文献でございますとか、学会で自らの発明を研究発表したいというようなインセンティブがございます。しかしながら、特にライフサイエンスのような分野におきましては、実験データの蓄積などに時間を要しますので、その自らの発明をしてから6ヵ月以内に発明を出願をするというのが困難だというような意見もございます。また後で説明させていただきますが、世界的に見てこの猶予期間については、日本と欧州は6ヵ月、米国は12ヵ月でございますので、この期間を統一してほしいというような意見もございます。

今、外国のことを少し申し上げましたけれども、6ページ目以降に外国でこのグレースピリオドの問題がどのように規定されているのかということがまとめてございます。6ページ目の真ん中の表を見ていただくと、ある程度概念が分かるのかなと思いますけれ

ども、まず論点が先ほど言った3つございますけれども、1番目の項目、すなわち、どのようなものを公表した場合にこのグレースピリオドの対象になるのかというところにつきましては、欧州、中国、日本、韓国というところで4つくったようなところがございますように、国によってどの範囲の開示まで、この30条の適用を受けることができるかというものが変わってございます。また、猶予期間につきましては、6月であるのか12月であるのか、これは先願主義で書いてある4つのところと米国とで大きく分かれているところでございます。そして、論点の3番目で申し上げました出願時に宣言をするか否かという点も、これはやはり先願主義というところと先発明主義のところでは異なってきたというように、国によって、地域によって、このグレースピリオドの考え方、規定の仕方というのは大きく分かれているところでございます。

この辺のところを文章にしたところが、この6ページ目から8ページ目まででございますが、少しここは省略をさせていただいて、状況の9ページのところに進めさせていただきたいと思います。先ほど来、申し上げているように、国によって、このグレースピリオドの問題というのは複雑な規定をされておりますけれども、出願人の立場から言いますと、このような規定をできるだけ揃えていってほしいという要望があるのは、我々も承知してございます。これは特許制度の調和という論点の中で、議論されているところでございますけれども、本件、グレースピリオドにつきましても、先進国の間で、これは「B+会合」というふうに会合名をさせていただいておりますが、ここでも検討が進んでおるところでございます。

9ページ目の下のところに、3つ項目を書いてございます。「救済の対象となる公表の態様は問わない」、「期間を12月とする」、「発明を公表したことの宣言は不要とする」、こういうような方向性で世界的に、特に、先進国の間では議論が行われているところではございますけれども、現在は、残念ながら米国と欧州諸国の対立によってこの世界的な議論というのは停滞しているところでございます。

10ページ目でございます。ここから先が今回の皆様方に御検討をお願いしたい、グレースピリオドにつきましても検討の方向性をまとめたところでございます。先ほど来、申し上げていますように、新規性喪失の例外における現行制度の不均衡を取り除き、分かりやすい制度とすることは、特許制度の利便性を高めるものであると考えてございます。また、グレースピリオドの適用要件を緩和することによって、特許制度に不慣れな発明者等の公表により新規性を失ってしまうはずの発明を権利化できる可能性が拡大されれば、こ



ういうこと自体はイノベーションの促進に寄与すると考えてございます。一方で、先ほど来、簡単に申しあげましたように、世界的な議論というのはなかなか進んでいないというのも一方の事実でございます。

以上を踏まえますと、そのような国際的な議論がどうなるかということを見極めつつ、グレースピリオドの救済の要件を緩和したらどうか、というのが我々の考え方でございます。

では、どのようにその要件を緩和するのかということでございますが、先ほど3つの論点と言ったうちのまず救済の対象となる公表の範囲でございます。ここでA案からC案まで3つ示させていただきました。結論から申し上げますと、我々としては、C案の「救済の対象行為を一切限定せず、「本人による公表」を一律救済対象とする案」というのが一番良いのではないかと考えております。といたしますのは、A案、B案というところでは、それぞれ学術団体の研究集会における文書発表、博覧会への出品という長官指定というこれまでの問題点が一応解決することにはなるわけでございますけれども、私の説明の前半のほうで申し上げさせていただいたような、例えば、使うメディアの種類によって救済を受けられるか否かでございませうとか、自分の営業活動の中で自分の発明を紹介したようなことが、新規性喪失の例外の適用を受けることができないというような問題点を救うことができませんので、この際、この30条の見直しをするのであるならば、C案のように本人による公表を一律に救済対象とするというほうが、イノベーションの促進によって様々な形で発明の公表が行われているという現実に即しても良いのではないかとこのように考えてございます。

続きまして、12 ページでございますが、猶予期間の点でございます。「6月」というのが現状でございますし、「12月」というような米国の制度もございませう。制度の世界的な議論の中では、「12月」という方向性も一応示されてはおります。課題のところを書かせていただきましたけれども、「6月」を「12月」にするということによって、第三者の監視負担がまず増大いたしますし、また発明者の公表から出願までの期間に、その発明者とは全く無関係な第三者が、独立して出願や発明を公表した場合に、元々の発明者が特許を受けることができないというようなリスクも高まります。したがって、制度に明るくない発明者が、このことを理解せずに発明を公表した場合には、逆に、この12月にしたことによって、特許取得の機会を失ってしまうようなケースが増えてしまうというようなことも心配されますので、期間を拡大する場合には、今のような、あくまでもこれは

例外なのだ、出願をすることが前提であって、例外なのだということを十分周知することが必要であるかと思っております。

3番目の論点でございました、グレースピリオドの制度の適用を受けるために、出願と同時に手続をするか否かというところでございますが、これは我々事務局といたしますと、これは先願主義の下では、30条のような新規性喪失の例外の規定を受けるような場合には、自ら手続をすることが必須であろうと思っております。13ページの上のところに書いてございますけれども、そもそも出願人は自己の行った公表の有無について、十分に理解しているというふうに思うのが普通でございますので、出願と同時に書面の提出等々を行うということが、大きな手続負担になっているというふうには我々は考えてございませんので、これを廃止するというところによる負担軽減の効果というのは、非常に小さいのではないかとと思っております。

「国際的な制度調和の議論との関連」というところでございますけれども、先ほど来、申し上げた1番目の点につきまして、すなわち、救済の対象となる公表については、世界的に各国の対立が余り見られていない項目でございます。また、利便性の向上という出願人のニーズにも合致するために、現時点では、現行制度を変更して救済の対象を拡大する、先ほど申し上げましたように、事務局とするとC案が一番良いのではないかとと思っております。

一方で(2)の猶予期間、猶予期間は6月なのか12月なのか、(3)の制度の適用を受けるために必要な手続、出願と同時に申請をすることが必要か否かということにつきましては、救済の対象となる公表とは違いますが、世界的な議論が、先進国の間ですら、まだ収斂しておりませんので、この段階で現行制度を変更するということは、時期尚早ではないかと考えてございます。

「なお」というところでございますが、この2つの点、猶予期間と制度の適用を受けるために、必要な手続の点につきましては、現時点では制度を改正する必要がないというような判断になったといたしましても、将来的に、国際的な制度調和の議論のすう勢、どのような形になるかによっては、将来、この猶予期間と制度の適用を受けるために必要な手続について、どのように変更したら良いのかということ再度御審議いただく可能性があるということにも御留意いただければと思います。

最後の「まとめ」でございます。上記の論点を踏まえますと、グレースピリオドの適用対象となる公表については、国際的な制度調和の議論を考慮した上で、制度の利便性を高

め、大学等々による発明の権利化の可能性を広げるという視点から、「学術団体・博覧会の指定制度」を廃止し、本人による発明の公表を一律救済対象とするC案が適切ではないかと考えてございます。なお、その際には先願主義の下ではグレースピリオド、特許法30条のような規定は、あくまでも例外的救済措置である点をユーザーに周知いたしまして、外国の制度によっては、特定の国で権利化が困難となるような可能性があることについて、十分注意喚起をしていくことが必要ではないかと思っております。

一方、猶予期間でございますとか、手続を出願時に行うかどうかということにつきましては、現時点では現行制度を変更することは、時期尚早ではないかと思っております。

私の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえて、議論に移りたいと思っております。本議題について、御自由に御意見をお願いいたします。

委員、お願いします。

○委員 マスコミに所属する人間として、この5ページに出ている新聞社とテレビの扱いでこんなに違うということを知りまして大変驚きました。御案内のように、これだけメディアが融合し、テレビとインターネット、あるいは紙と放送がこれだけ融合している中で、現行のこの状況というのは、非常にバランスを欠いていると思っております。したがって、これは是正しなければいけない。また、当然のことながら、これだけグローバルな情報が飛び交っている中で、国境を越えて瞬時に情報が飛び交う、そういうことも踏まえまして、やはり、ここはシンプルに分かりやすくすべきだと思います。したがって、この「まとめ」にございますようなC案、この方向で私は賛成したいと思います。

猶予期間については確かに6月が良いのか12月が良いのか議論があるかと思っておりますけれども、当面、混乱を招かないために、現行どおり6月ということを経営することについて、私は賛成したいと思います。

以上です。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 私も基本的には賛成ですが、今後の改正の方向が本人による公表というのですが、この「公表」という言葉は、用語としては非常に曖昧な面を持っていると思うのです。米国のような先発主義で公表の態様を問わないというのは分かりますけれども、先願主義の下で「公表」ということを改正条文に使っていくということになると、公表とは何かと

いうのは、はっきりしているようで、必ずしもそうではないわけで、特定少数人にだけに開示するのも公表なのか、例えば、大学の図書館など一定の資格のある者でなければ、その論文に接することができない場合でも公表なのか、私的な研究会の少人数の場で、資格を限られた少人数に発表するのも公表なのか、こういうことを考えると、公表という概念でくくるのにはいろいろ問題がありそうに思うのですが、その点は事務局としてどうお考えなのか御質問したいと思います。

○事務局 今の点にお答えさせていただきたいと思います。

確かに、どのような文言で、今我々が考えているようなことを表すのかというのはなかなか難しいと思うのですが、一例だけ御紹介させていただきますと、現行の意匠法の第4条第2項に特許法の30条に規定するような規定がございます。この中では「意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して」というような文言を使っている部分がございますので、これが良いかどうかということも含めて検討は必要かと思えますけれども、言葉遣いとするところこういうような言葉遣いも参考にはなるのかなと思ってございます。

以上でございます。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 C案に賛成です。大学の知財本部は、意外に、この学会が特許庁長官に認定されているかどうかを調べるのがとても手間になっているので、もう御自分で発表したものは全部認めていただけるというのは、待ち望んでいた内容かなと思います。また、6ヵ月から12ヵ月というのは、米国が1年、欧州がほぼ0年の現状の中で、日本が6ヵ月、何かカードとしてまだ持っていて良いのかなというような感じもしますので、最終的に一致していただくときに日本がある意味、綱を取るためのカードというような考え方もあるのかな、などと思いつつ、期間については、時期を待ってお任せするみたいな形に思っています。とにかくC案になると大学側の人は大変助かるのではないかと考えています。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 ものづくりのほうからもC案に大いに賛成です。そして、私も最近、個人的にいろいろなところで特許のことを話すことが多いので、是非C案でさせていただきたいと考えています。

それから、この期間のほうも、まあ詳しくはよく分かりませんが、6ヵ月より12ヵ月のほうが何かにつけ、何か得をするような気がしますので、できるだけ6ヵ月から12ヵ月のほうが良いのではと、考えております。

以上です。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 皆さん、C案が多いということなのですが、私自身も、やはり救済措置というのは、より簡便な手続でやるべきであろうということには賛成いたします。ただし、バイオとか化学の領域におきますと、非常に小さな、ほかの人が知り得ないようなところで開示して、本人はそのことはよく知っているわけですが、周りの人にとってはわからないという環境を意図的に作られると、新規性はいいにしても、他者に対してのみ進歩性に影響を与えかねないということで、少しやはり本人とその他の人のバランスを欠くようなことがあってはいけないのではないかなというような危惧を持っております。仮に、拡大するにしても、やはり、こういう措置の濫用を防ぐような手だてというものを何か考えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 私もC案で結構かと思えます。ただ、懸念されることがございまして、手続的要件は維持するということですが、本人による公表といいますとどういったものが今後出てくるのかははっきりしないところがございまして、1回公表してその後、例えば、繰り返し、繰り返し短い期間に公表を繰り返すといった場合、現行の30条適用ですと、1回公表してそれに関連した二次公表のようなものは、手続不要といったことの手当てがなされていたかと思えますけれども、今回、こういった本人公表を一切認めますということになりますといろいろなことが出てきて、その都度その都度、全部手続が必要なのか、あるいは関連する行為については、最初の公表だけ手続しておけば30条の適用を受けられるのか、その辺の制度の運用といいますか、やり方によっては、実際にこれが有効機能を発揮するのか、あるいは適用を受けられないケースが続出してかえって弊害が生じてしまうのか、といったことがちょっと分かれるかと思えます。その辺を十分に詰めていただきたいということがございます。

それから、この「まとめ」のところに、注意喚起がまた書いてございますけれども、この問題、先ほどのテーマでございました大学等で、論文仮出願とセットで語られていたケースでもあったかと思えますけれども、本人公表だったら一切受けられるということになりますと、より一層出願日が遅れるという事態も招きかねないということで、あくまでこの30条は例外であるということは強く周知をしていただきたいと考えます。

期間について6ヵ月が良いのか12ヵ月が良いのか、この辺は交渉のカードといった話もございますけれども、ここの資料にもございましたように、実際、分野によっては6ヵ月では足りないという現実が本当にあるのかどうなのか、ここをまず優先して議論して見極めるべきではないかと考えております。さらに、今回は6ヵ月ということですが、仮に12ヵ月に延びた場合に、第三者の監視負担が増える、要するに公表があつて6ヵ月間、出願が出ていなければもう大丈夫だということになりますが、それが倍になるわけですから監視負担の増大が予想される。そういったものを防ぐ1つの方策として弁理士会の中では30条適用した場合、公表日基準にして出願公開の1年6ヵ月をカウントすれば良いのではないかと、こういった意見もございました。この点も将来、あわせて検討していただければと思います。

以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。御意見、ありがとうございました。

それでは、本議題につきましては、これも資料3の一番最後、13ページの一番最後にございます4.「まとめ」というところがございますが、この4.「まとめ」に記載の方向で更に検討を進めていくということによろしいでしょうか。

全員頷いていらっしゃいますので、そういうことで御了解いただいたということで、その方向で進めさせていただきたいと思ひます。

ありがとうございました。

### 特許料金の見直しについて

○委員長 それでは、本日は更にもう一つ議題がございまして、最後になりますけれども、「特許料金の見直しについて」という議題についてでございますが、まず事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料4について御説明をいたします。

「特許料金の見直しについて」、1ページ目は最近の環境の変化の状況を記しております。昨今の景気悪化に伴い、企業の知財活動費が大きく減少しております。特に、この図表1にございますように、出願関連費用の減少幅が大変大きくなってきております。また、図表2、3にございますように、出願件数、審査請求件数も前年比約10%減少している。これ自体は厳選化ということであれば、さほど懸念する必要はないわけですが、他方、知

財関連投資の減退、投資自体が減退するということが長期化した場合は、将来にわたって我が国の産業競争力が損なわれるおそれもあるということでございます。

2つ目の環境変化として、企業活動のグローバル化に伴い、海外向けの出願の重要性というのは今後も高まっていくであろうということでございます。我が国の出願人による海外への出願は、件数ベースでは、図表4に示すとおり量的には多いわけですが、他方、海外と比較しますと国内、海外出願の比率、これは2ページ目の上の図表5にございますが、これを見ていただくとお分かりのように、海外出願の比率は非常に低い水準にございます。今後、我が国出願人による海外出願の割合というのはますます高まっていくということが予想されるわけでございます。

2ページ目になりますが、特許特別会計における歳出状況及び中長期的な収支見通しでございます。歳出の動向については、後ろの参考資料の15ページ辺りのところに最近の推移を載せておりますが、この収支状況については、先行技術調査の外注拡大、あるいは、任期付審査官の採用、ワークシェアリング等々、様々な迅速化、効率化の取組で審査の処理件数を増加させつつ支出は効率化を図ったという結果、今般、特許料金の引下げが可能な見込みが立っております。

これまでも、大体概ね、5年ごとに料金の見直しを行っております。平成10年、11年、15年、20年と、前回の平成20年の改訂から、まだ5年は経過していませんが、昨今の状況を踏まえ、特許料金の見直しを行うこととするということでございます。

検討の方向及びその見直しの考え方が、3、4に書いております。基本的には、検討の方向でございますが、料金見直しというのは、現下の状況を考慮し、イノベーション促進、あるいは企業の国際戦略支援につなげるべく活用されることが望ましいということで、具体的な見直しについては、特許料金の基本的な考え方に基きつつ、ユーザーのニーズを踏まえて重点化して引き下げる方向で検討してはどうか、あわせて、中小企業の減免制度も見直し、より簡便で利用しやすくする、こういう方向で検討を行ってはどうかということでございます。

4.の特許料金の見直しでございます。特許料金は、出願料、審査請求料、特許料、この3つによって構成されておまして、行政サービスの利益を享受する者が、費用を負担するといういわゆる受益者負担原則の下で、この3つの料金全体として、特許業務に必要な様々な経費を支弁する。これが収支相償しているというように料金が設計されております。3ページに出願料、審査請求料、特許料のそれぞれの性格というものを書いておりま

す。

(2) になりますが、各料金の見直しに際しての、考慮すべきファクターでございます。当然、これは特許特別会計が収支相償の原則ですので、仮に、効率化によって引下げ原資が生じる見込みが立てば、当然利用者に還元するというのが原則になります。ただし、そこをどう還元していくか、出願料、審査請求料、特許料については、それぞれ考えるべきファクターがあるであろうということで、出願料については、下げ方によっては、出願厳選化の動きというものに影響が出てくる。審査請求料についても、請求件数の増加、一次的な審査処理の長期化を招く可能性もございます。特許料についても、その下げ幅次第ではございますが、未利用特許の維持期間が長期化するか、こういった考慮要因があるということでございます。

3 番目として、今回の見直しの視点ですが、引下げの方向としては、この図表 5 にございますようにバランスよく引き下げる、あるいは、審査請求料、特許料を引き下げていく、これについても、審査請求料を重点的に引き下げる、あるいは両方引き下げていく、こういった考え方があろうかと思えます。

今回の視点ですが、各料金の現状とこれまでの見直しを踏まえると、まず出願料自体、今、1 万 5000 円ですが、概ね実費程度であるということに加えて、額的にも、今申し上げたとおり 1 万 5000 円であるということで、これ以上の引下げを行っても、還元というものは限定的なものになるということでございます。特許料自身については、15 年、20 年に既に大幅な引下げというものを行っておりまして、国際的に見ても遜色のない水準になっているということでございます。

4 ページの図表 6 に、これは各国の特許料金、1 年目から 20 年目までを累積額をグラフ化したものを書いております。大体日本の平均特許維持期間が 10 年強でございますが、ここまですると、大体日本とほかの国は、バランスしているというような状況にございます。

3 ページ目に戻っていただきますが、他方、審査請求料に関しては、審査効率の改善によって、実費単価が現行料金よりも安くなっていること、さらに、例えば、米国における特許取得に要する費用と比較しても、割高になっているということ、それから利用者の料金引下げに関するニーズも、審査請求料について高いという、こういう事情がございます。例えば、米国の場合ですと、出願と審査請求一体でお金を取るわけですが、大体 13 万ぐらいということになっております。そういった状況を踏まえ、今般の料金引下げについて



は、審査請求料に重点を置いて行ってはどうかということ、ここで記載しております。

なお、審査請求料は基本料金、16万8600円という端数がございますが、それに請求項ごとの料金、1項目ごと4000円というもので、請求項が増えれば4000円掛けるその増えた数ということで増えていくわけですが、ここをどう変えていくかということなのですが、審査請求1件当たりの請求項が少ない中小企業には、基本料金引下げの効果が大きく、またその意味でイノベーションの裾野拡大というものに寄与し得るとともに、利用者全般の声を聞いてみても、基本料金引下げの利用者ニーズが高い、これが4ページの図表8です。これは21年のアンケート結果でございますが、やはり基本料金を安く、請求項への課金を高くしてほしいという意見が一番多かったということでございます。

以上を踏まえて審査請求料の引下げは基本料金というものに重点的に行うこととしてはどうかということでございます。

5ページの(4)、海外への出願に関連した手数料の引下げでございますが、海外の出願に関連して、特許庁が国際出願の調査報告書を作成する際、当該国際出願の優先権基礎出願の審査結果を利用できる場合に、手数料が減額されておりますが、今回の見直しに際して企業の海外出願に関する費用を低減し、海外の特許取得を後押しするため、こういった場合における手数料の減額幅を更に拡大する、こういう方向で検討もあわせて行うということでございます。

5ページの5. 以下は中小企業等の減免制度の拡充の検討でございます。現行の減免制度の概要が、5ページの①に記載されております。原則として、すべての利用者に対し、同一の特許料金を徴収するということになっておりますが、特許法上は、例外的に「資力が乏しい」個人・法人について、減免措置というものを定めております。またそれ以外に、特許法以外の様々な法律において、研究開発型中小企業、あるいは大学等について、この図表10に記載のような減免措置というものを講じているところでございます。

6ページ目になりますが、これまでの取組で、減免対象は段階的に拡大しております。これは図表11に示されておりますが、それによって、利用実績というのは平成15年に比べると、約6倍に増加していております。これが図表12に示すとおりでございます。他方、(2)の問題の所在で、このように利用者数というのは増えてきているのは確かなのですが、一方で、中小企業の国内出願件数の全体に占める割合は、10%程度で推移している。また図表の14に示すとおり、減免利用件数の全審査請求件数に対する割合は、2.4%、図表14は7ページの上のほうに出ておりますが、この数字にとどまっております。

まして、ユーザーサイドからは、減免対象を中小企業全般に拡充すること、あるいは4年目以降の特許料についても適用すること等の要望が出ておる現状でございます。

そこで、それぞれの問題の所在について述べますと、7ページの①の減免対象者の範囲でございます。ここは、先ほどの表でございますようないろいろな類型が減免対象にされているのですが、適用範囲が狭く、利用は困難であるという意見がございます。特に、減免要件、特許法以外にも、延べ計6本の法律で個別に定めておりまして、減免申請に必要な書類も各要件に対応して異なってきております。ユーザーからは、自分が減免対象者なのか分かりにくい、制度を利用しづらい、こういう御指摘もございます。そういう意味で、見直しの余地はあるのではないかと。それから、②として、特許料の減免期間の長さ、基本的には、今、減免期間というのは、特許登録後、1年から3年までの特許料を減免するということとなります。例えば、請求項数6という場合で勘案すると、この場合の正規料金は、1万500円、したがって、いろいろな手続をやって減免を受けたとしても、3年分で5250円の減額にとどまってしまう。そういう意味で、申請書作成等々、減免手続に要するコストに見合っているのか、こういう御指摘もございます。3番目として、減免対象となる発明の範囲、現行制度では、法人が減免制度を利用する場合、職務発明を予約承継した使用者等を減免要件にしております。これは濫用防止ということで導入した制度なのですが、これによって、図表15にございますように、従業員が行った発明、職務発明であって、かつ予約承継の規定があり、それに基づいて法人に承継されたところは、減免がございしますが、外部の研究者の方々を活用したり、大学や他企業と共同で発明して共同出願をして、共有者からそちらの持分の譲渡を受けたような場合は、減免の対象外となってしまう。こういったことがオープンイノベーションという他者による発明の活用の必要性等が重要になっている状況において、こういった条件を継続することは、減免の利用を必要以上に妨げていないか、こういう問題点でございます。

検討の方向性、1つ目は、減免対象者の拡充、これを今、限定された減免対象者を個人・中小企業全般に拡充することについて、どう考えるべきかということでございます。9ページの図表16にございますように、「中小企業白書」からの出典でございますが、やはり、特許を持っている企業ほど、利益率が高い、特に、海外特許を持っているればもっと高い。こういった特許の有効性が示される反面、図表17にございますように、まだ特許を取得したことがないといった中小企業が50%を超える。その原因としては、知財の知識不足、あるいは人材資金不足等々が大きく挙げられている、こういった状況でござい

ます。

中小企業の特許率、これは 10 ページの 18 の表に出ておりますが、大企業の特許率が 50%なのに対して中小企業は 45%だということで、なかなかハードルが高いという点が依然ございます。そういう意味でこういった状況を踏まえ、特許権取得に対する潜在的な可能性を持つ中小企業が、一層利用しやすい制度を目指して、減免対象者を拡大するということは、こういったイノベーションの裾野を広げることに資するのではないかとということでございます。

他方、考慮要因もあるわけでございまして、10 ページの (b)、(c) にございまして、出願人間の公平性の問題、例えば、今であれば図 19 の表に示すように、減免の実績額というのは全部合わせても、この括弧内にございます 3.9 億円ぐらいになるわけですね。これを仮に、今のこの数字ベースで個人・中小企業全部の方が減免を受けられるとすると、44.7 億円ぐらいの減免額になっていく。下の 70 億というのは、次に述べる減免期間を長くした場合の額でございまして、そういった問題、それとともに中小企業施策、これは独立した中小企業の自主的な努力を助長しようという、頑張る中小企業を応援しようという施策との関連性、こういったものをどう考えるかということも考慮要因として必要になります。

2 つ目は、減免期間の拡大でございまして、先ほど述べたように、1～3 年目だと非常に減額幅が小さいものになってしまいますので、これを 4 年目以降もずっと続けてみてはどうか、こういう案でございまして。減額料金、通常料金は、図表 20 に示すとおりということで減免総額は大体今が 3.9 億円なのですが、こういった形で伸ばしていけば、6.3 億円になるというのが図表 21 でございます。

それから、12 ページは減免対象とすべき発明の範囲、職務発明、予約承継といった発明に限っているわけですが、これの限定を外してはどうか。他者と共同で、あるいは他者の力を使ってなされた発明についても、減免対象としてはどうかということでございます。他方、ここにも若干論点はございまして、(a) の下 3 行の中にございまして、親会社たる大企業から承継を受けた場合には、減免対象外とすることは必要ではないか等々の考慮要因はあるということでございます。ただ、これのメリットは (c) にございまして、今、法律に職務発明、予約承継という要件を書き込んでいるものですから、どうしても減免申請の要件として、職務発明認定書とか、権利承継証明書とか、こういった書類を、このためだけに作らなければいけない、こういった問題も不要になっていく。こうい

う意味で手続の大幅な軽減に資するのではないかということでございます。

(4) はいずれにしても、この減免対象の拡充、あるいは、発明の範囲に関する要件の議論、方向性を踏まえた上で、手続簡素化の更なる努力と提出書類の簡素化の方法については、検討すべきではないかということでございます。

説明は以上のとおりでございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえて議論に移りたいと思います。それでは、本議題について御自由に御意見をお願いいたします。

委員、お願いします。

○委員 まず特許料金の見直しでございますけれども、これに関しまして、大いに賛成でございます。料金の金額は確かに小さいのですけれども、それよりも弁理士さんの料金が大変多いので、そちらのほうを何とかしてほしいというのが本音かもしれませんが、中小企業の減免制度についてでございますけれども、私はいろいろな中小の方の意見を聞いて言っているわけではありませんので、私の個人としての考えでお話ししたいと思います。

やはり中小企業の減免制度につきまして、すべての中小企業が減免を受けられるようにしていただきたいと、そう思います。それによって何が起きるかという、中小企業の特許に関する関心を高めたい、そんなふうに私は思うところでございます。それから、今までいろいろな表で、大手さんの特許出願が大変多くて中小は少ないということが、数字で出ているかもしれませんが、実際に、こういったハイテクのいろいろな特許に関しまして、大体、親会社から仕事をもらう中小は、本当は発明される数は大変多いと思うのです。そのものを作るに当たって素晴らしい案は出してはいるのですが、私としましては、大手さんは大体それなりの研究所を持って、それぞれに人材を抱えておりますからノルマがかかっている。月にどのぐらい出願しているか、そんなようなところに対しまして、大体中小でされた発明の一部は、中小企業で出願されずに、大企業の特許の中に含まれて大企業の特許として出願されている場合もあるのではないかとというのが、私の感想です。そして、たとえ特許の案を持っていても、そのものを販売したりする際に、大企業の方がマーケットを押さえておりますので、中小企業が単独で特許出願するよりも、最初から大企業の方と共同開発して、共同で特許出願した方が、現実的であるとも言えます。

それから、特許料金の期間でございますが、減免期間の延長は是非延長していただきたい。また、対象も自社の従業員に限定せず、外部の企業や大学から譲り受けた発明にも適

用していただきたい。特に、当社の場合は、そういった医療その他のところで大学ともいろいろやります。また、中小企業も一般的に大企業と共同開発をする機会が増えております。そうした際に、中小企業単独の発明が生まれた場合に、減免期間が長いということは、いろいろな点で有利だと思います。これはあくまでも私個人の考えです。

以上です。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 弁理士の手数料については、個々の弁理士が決めることですので、コメントする立場にないということで御了解いただきたいと思います。

まず、審査請求手数料を引下げの対象とすることにつきましては、賛成でございます。一部報道で、1割ないし3割というようなことも出ているようですが、大胆な引下げを期待したいと思います。

それから減免につきましてですけれども、適用の対象者は、今、中小企業が広く受けられるようにしてほしいといった御意見もあったと思いますが、適用を受けられるものについて、緩和すること、それから手続面での負担を軽減していただくことを、強く望みたいと思います。特に、手続に関しましては、減免を受けるために必要な書類というものが結構ございまして、これをそろえるためにいろいろ仕事をしなければいけない。そういったところで、もうそれだったら良いよということで、実際に、減免申請ができるにもかかわらず、断念されてしまう中小企業さんは結構ございます。そういった点からでも、例えば、この資料のその他の論点でしたか、そこにございますようなとりあえず提出を求めないで、違反した場合に何かペナルティを課す、こういったことも検討されて良いかと思います。それから、特許関係の手数料について、まとめになっておりますけれども、意匠商標関係の手数料についても、減免拡充していただけたらというふうな意見がございます。

それから、これは法律マターではなくて政策マターだとは思いますが、海外出願の比率が低いといったことが指摘されておりました。これにつきましても、中小企業そのものも、これからは海外に出願していかなければ有力な知財は保有できないという時代に来ていると思いますので、政策的に、特に、海外で通用する有力な価値の高い出願に対しては、選択と集中を図って積極的な支援策を講じていただけたらと考えております。

以上です。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 現在、全国の地域の中小企業の産学連携を推進するところのネットワークの機関

にいるので、いろいろなところでお話をさせていただくと、中小企業さんは、この減免措置をほとんど知らないのですね。余りにも知らないことについて驚いており、是非ともこれは広げていただきたいと思っています。資力に乏しい法人というところの証明をすることがすごく大変だったりしますので、この手続緩和、また特許を出したことがないところが、これだけ多くいらっしゃるの、いっそのこと、中小企業さん全部ですよ、手続も簡単ですよ、ですから減免措置があるので特許を出しましょうというような方向になっていけば、さっき税収が減ると言っていましたけれども、あれは今、特許を出している人が全員受けた場合となっていますけれども、特許を出している中小企業が 32.8%しかいないわけですから、残りの出したことのない人たちを取り込むことで、税収が増えれば良いのではないかというふうに思っていて、是非とも、この減免措置は知っているよというふうな形になっていけば良いかなと思います。やはり資力に乏しい法人であるということを証明することが大変だと思いますので、手続の緩和、パイを増やしたいということを願っています。

○委員長 お待たせいたしました。委員、どうぞ。

○委員 審査請求料の引下げということですが、特許庁の努力で審査効率が上がってコストが下がる、それをユーザーに還元するというのは、非常に賛成なのですが、私、1つだけ懸念していますのは、バックログの問題があって、そちらを悪化させることにならないのかどうかということでございます。確かに、最近出願は減っていますが、やはりリーマンショックの後、研究開発投資が落ちていますので、これを反映して出願が減るのは当たり前で、現在、企業の設備投資、研究開発投資は回復基調になっており、今後は出願がマクロ経済的な要因で増えてくるということも十分考えられるわけで、そういったことも踏まえた上で、今の効率の向上を踏まえると、バックログの問題が悪化する等の審査面での問題がないということであれば、納得ができるというふうに思います。

それから、少し細かい点ですが、請求項の数が増えてきています。請求項の増加に対する課金と、それから基本料金のバランスの問題なのですが、これもやはりコストがどれだけかかるのかということの基本とすべきだというふうに思います。恐らく提案されている方向は正しいとは思ってはおりますけれども、日本はまだ請求項の数が少ないわけですが、これがこれから増えていくということを考えたときに、請求項と基本料金のバランスをどうすべきかを判断するためのデータをきちんと集めていく必要があるのではないかということも指摘させていただきたいと思います。

それから、減免制度につきましては、発明の裾野を拡大するために、政策的に運用していくという点には、非常に賛成なのですけれども、どうやっていくかということを考えたときには、やはり、政策効果を考えてターゲティングをしたほうが良いというふうに、私は思っております。例えば、現状では、資力が非常に乏しい企業にも半分しか減額しないとか、それから期間も非常に限られているということがございます。広く浅く対象を中小企業全部にすることは、政策効果を考えると、ユーザー全体に、還元すべきところが一部の企業だけに使われるという結果となってしまう危険があると思います。、裾野を拡大するという観点からしますと、やはり初めて参入してきた人とか、研究開発を最近急激に増してきているところとか、そういったところに、やはりある程度ターゲティングしてやったほうが、政策効果は大きいので、そういったこととのバランスがやはり必要ではないかというふうに思います。

以上です。

○委員長 委員。

○委員 私もイノベーションの裾野を拡大するという意味で、特許料金の引下げ、特に、審査請求料の引下げに賛成したいと思います。

質問がございしますが、最後のページに、ここ数年の特会の歳入・歳出、決算額の推移のグラフと、そしてまた直近、昨年度の歳入・歳出の決算の円グラフが出ておりますけれども、20年度までは、ここ数年間、歳入のほうが歳出を上回っている。ただ、昨年度はほぼトントンということでございますけれども、現在、引下げ原資としてはどれぐらい想定をされているのかということをもまず伺いたい。また、イノベーションを促進するという意味では、引下げ原資に限らず、やや政策的に特許の出願を促進するという意味で原資以上のものを手当てするようなお考えがあるのかどうか、その点について確認をしたいと思います。

○事務局 よろしいですか。

○委員長 お願いします。

○事務局 料金をどう作るか、料金メイクの基本的考え方は、今後、例えば、5年ないし10年の需要想定をして、そこへ我々がどのぐらい費用がかかるか。そこには当然経営効率、「経営」という言葉は国では使わないのですが、業務の効率化という考え方を盛り込んで、それでどのぐらいの料金設定で長期的に収支相償かということを経営計算していくわけでして、必ずしも、今ある原資というキャッシュを、そこへ充当するという考え方ではな

いのです。だから、例えば、新しく料金を作るラインが、今の費用よりは低い場合もございます。今の費用はどんどん今後低減する。新しい料金とどこかで交わるという形で、料金を作ることも可能なので、そういった形で今後、業務の効率化というものを見込みながら大胆な還元ができるように料金設定をしていきたいと思っています。具体的な数字については、前は5年ぶりの改正だったので、210億ほどの原資という表現をしていますが、今回は3年なのでそこまでは行かないかなとは思っておりますが、できるだけ効率化に努めて検討していきたいと思っています。

○委員長 委員、どうぞ。

○委員 この論点に関して、参考資料を提出しております。特許庁のイノベーションの促進や、企業の国際戦略の支援につなげるべく、検討されるという方向性には賛成しております。この点ですべての出願人に対する審査請求料の見直し及び中小企業等の減免制度については賛成いたします。

ただ、委員も御指摘されていますけれども、重点的に、やはり、ある程度施策を行っていくということも大切なのではないかと思います。その意味では、例えば、外国出願のある日本出願については、審査請求料を無償にするとか、それぐらい思い切った施策等も御検討いただければというふうに思います。

今回、登録料については、検討外というふうにおっしゃいましたけれども、参考意見のほうでも述べさせていただいていますように、ライセンスオブライト等を導入して、イノベーションの促進、特許権の活用促進ということにつなげるような施策もあわせて考えていただければと思います。

以上です。

○委員長 ほか、委員、どうぞ。

○委員 特許庁が効率化されて料金を引き下げられることは、全くありがたいことです。是非お願いしたいという点と、それから減免のところでは言われている12ページの発明の範囲の見直しという点で、イノベーションの担い手として、中小企業の皆さんが元気になっていただけて進むということに、もちろん賛成なのですが、例えば、イノベーションに直結しないような形で、権利だけ買い集めて行使するようなケースというのが、仮に同じように減免を受けるとすると、少し違和感が残るなと思いますので、難しいとは思いますが、何かそういう工夫ができないものかというふうに感じました。

以上です。



○委員長 よろしいでしょうか。

それでは、いろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございました。

本議題につきましては、いずれも予算にかかわる話でございますので、本日の議論を踏まえつつ、政府部内で料金引下げ、中小減免についての調整を進めていただければと思います。

それでは、時間も過ぎておりますが、よろしいでしょうか。本日の議論は以上で終了いたしたいと思っております。

では、最後に今後のスケジュールにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、今後のスケジュールにつきまして、御説明させていただきます。

お手元の資料5を御覧ください。これまで予備日として、7月16日と23日のお時間をいただいておりますけれども、この両日につきましては、開催しないこととさせていただきたいと思っております。したがって、次回の第31回は8月3日火曜日、15時から、次々回の第32回は8月10日火曜日、午前10時からを予定しております。

この2回につきましては、これまでの小委員会において委員の皆様から検討すべきと御指摘いただいた点などにつきまして、事務局で検討を進めましたので、再度御審議いただくことを予定しております。

それ以降につきましては、追って日程を調整させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産政策部会第30回特許制度小委員会を閉会いたします。

本日も長時間、御熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。皆様、どうもお疲れさまでした。

閉 会

以上

- 
- <この記事に関する問い合わせ先>
  - 特許庁総務部総務課制度改正審議室
    - TEL : 03-3581-1101 内線 2118
      - FAX : 03-3501-0624
    - E-mail : [お問い合わせフォーム](#)